

静岡市在宅医療・介護連携協議会部会設置規則（平成30年静岡市規則30号）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第8条第1項の規定に基づき、静岡市在宅医療・介護連携協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 協議会の所掌事務について、必要な調査、研究等を行うため、協議会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌させる。

- （1）企画部会 在宅医療及び在宅介護の連携に係る事業の企画に関すること。
- （2）情報共有部会 在宅医療及び在宅介護の連携に係る情報の共有に関すること。
- （3）啓発研修部会 在宅医療及び在宅介護の連携に係る研修の実践に関すること。
- （4）地域支援部会 在宅医療及び在宅介護の連携に係る地域の活動に関すること。

2 前項各号に掲げる部会は、協議会の委員及び臨時委員のうちから協議会の会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、協議会の会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。